

国民健康保険だより

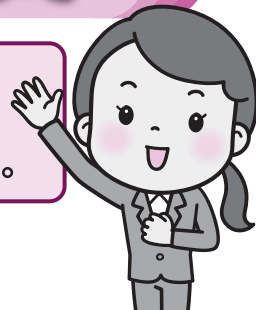
発行／大和郡山市保険年金課 令和4年7月15日

～令和4年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に令和4年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。

7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者(0歳～75歳未満)について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

令和4年度 税率表

区分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除43万円)×7.9%	(*所得-基礎控除43万円)×2.7%	(*所得-基礎控除43万円)×2.9%
均等割額	1人あたり27,200円	1人あたり9,200円	1人あたり16,800円
平等割額	1世帯20,000円	1世帯8,400円	—
課税限度額	63万円	19万円	17万円

*前年中の所得を基準としています。

口座振替キャンペーンを実施しています!

県内にお住まいの方で、期間中、新たに国民健康保険税納付用の口座登録をしていただいた全世帯の中から、抽選で2,000世帯へと3,000円相当のQUOカードが当たるキャンペーンを実施しています。

【問い合わせ先】 保険年金課 保険税係 TEL:0743-53-1646



保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

～医療費が高額になる方へ～ 限度額適用認定証の交付申請について

限度額適用認定証を提示することにより、医療機関等の窓口ごとに支払う金額を下記の表の限度額までにおさえることができます。限度額適用認定証が必要な人はあらかじめ市役所へ申請し、交付を受けてください。

対象者 保険税を完納している国民健康保険加入者

70歳以上の人で現役並み所得者Ⅲまたは一般の区分に該当する人は限度額適用認定証は必要ありません。代わりに高齢受給者証を提示することで、限度額までにおさえることができます。

有効期限 申請月の1日～令和5年7月31日

限度額適用認定証の有効期限が令和4年7月31日までのものをお持ちの人で令和4年8月1日以降も認定証が必要な場合は、改めて交付申請が必要です。

交付申請

「保険証」をお持ちの上、市役所窓口（保険年金課給付係 1階窓口に）お越しください。また、交付申請は郵送でもできます。郵送で交付申請をする際は市のホームページから申請書を印刷するか電話にて郵送依頼をしていただき、ご記入の上、保険年金課給付係まで郵送してください。

令和4年
8月1日以降も
認定証が必要なときは
交付申請が必要です。



奈良県 国民健康保険 限度額適用認定証	
有効期限	令和4年7月31日
交付年月日	令和4年 月 日
氏名	
住所	
生年月日	
発給期日	
適用区分	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	奈良県大和郡山形市北郡山町248番地1 大和郡山形市 (連絡先 0743-53-1111)

自己負担限度額（月額）

70歳未満の人	
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	世帯単位
901万円を超える	ア 252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
600万円を超え901万円以下	イ 167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
210万円を超え600万円以下	ウ 80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
210万円以下	エ 57,600円
住民税非課税世帯	オ 35,400円

70歳以上の人			
	所得区分	外來 + 入院 (世帯単位)	
		住民税課税所得	外來のみ (個人単位)
現役並み所得者	Ⅲ 690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	
	Ⅱ 380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	
	Ⅰ 145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	
	一般	18,000円 (年間上限は144,000円)	57,600円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

- 入院時の食事代や差額ベッド料、保険のかかない治療費用等については対象となりません。
- 過去12ヵ月間に世帯単位の限度額を超えた月が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が異なることがあります。

対象の医療費の月額が限度額を超えたときは、手続きにより高額療養費として支給されます。支給の可能性があるときは、受診から約3～4ヵ月後にお知らせをお送りしますので、手続きをしてください。

※70歳未満の人の場合、1つの医療機関で歯科・外來(調剤含む)・入院別に、月額21,000円を超えない医療費は高額療養費の計算対象になりません。

令和4年8月からの高齢受給者証について

70歳～74歳(昭和22年8月2日～昭和27年8月1日生)の人へ、8月からの高齢受給者証を交付します(該当の人へ、7月下旬にお送りします)。医療機関等を受診する際に保険証と一緒に提示いただくものです。保険証とあわせて保管してください。

